

議案第 17 号

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立子供園条例の一部を改正する条例

杉並区立子供園条例（平成 21 年杉並区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

(1) 短時間保育

幼児の属する世帯の階層区分		保育料月額 (幼児単位)	
階層	条件		
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）	0 円	
第 2 階層	区市町村民税非課税世帯又は区市町村民税均等割のみ課税世帯（第 1 階層に属する世帯を除く。）	0 円	
第 3 階層	区市町村民税所得割課税世帯（第 1 階層に属する世帯を除く。）	所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	1,800 円
第 4 階層	所得割課税額が 77,100 円を超え 211,200 円以下の世帯	8,200 円	
第 5 階層	所得割課税額が 211,200 円を超え 256,300 円以下の世帯	12,400 円	
第 6 階層	所得割課税額が 256,300 円を超え 366,000 円以下の世帯	17,800 円	
第 7 階層	所得割課税額が 366,000 円を超える世帯	19,000 円	

備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 区市町村民税非課税世帯 市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない者のみで構成する世帯をいう。
  - (2) 区市町村民税均等割のみ課税世帯 所得によって課する市町村民税を課されない者のみで構成する世帯（区市町村民税非課税世帯を除く。）をいう。
  - (3) 区市町村民税所得割課税世帯 区市町村民税非課税世帯及び区市町村民税均等割のみ課税世帯以外の世帯をいう。
  - (4) 所得割課税額 所得によって課する市町村民税の額をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、規則で定める規定は、適用しない。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第7階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

(2) 長時間保育

階層		条件	保育料月額（幼児単位）	
			1日当たりの保育の時間 8時間を超え 11時間以下	8時間以下
A階層		被保護世帯等	0円	0円
B階層		区市町村民税非課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	0円	0円
C階層	第1階層	区市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	1,300円	1,200円
	第2階層	区市町村民税所得割課税世帯（A階層に属する世帯を除く。）	所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,000円
	第3階層		所得割課税額が5,000円以上8,200円未満の世帯	2,600円
D階層	第1階層		所得割課税額が8,200円以上11,100円未満の世帯	5,600円
	第2階層	所得割課税額が11,100円以上20,000円未満の世帯	7,200円	
	第3階層	所得割課税額が20,000円以上33,300円未満の世帯	9,200円	
	第4階層	所得割課税額が33,300円以上53,300円未満の世帯	10,800円	
	第5階層	所得割課税額が53,300円以上77,100円未満の世帯	12,600円	
	第6階層	所得割課税額が77,100円以上102,500円未満の世帯	14,200円	
	第7階層	所得割課税額が102,500円以上128,500円未満の世帯	15,700円	
	第8階層	所得割課税額が128,500円以上156,000円未満の世帯	16,900円	
	第9階層	所得割課税額が156,000円以上183,500円未満の世帯	18,000円	
	第10階層	所得割課税額が183,500円以上211,200円未満の世帯	18,100円	
	第11階層	所得割課税額が211,200円以上233,700円未満の世帯	18,200円	
	第12階層	所得割課税額が233,700円以上256,300円未満の世帯	18,400円	
	第13階層	所得割課税額が256,300円以上283,700円未満の世帯	18,600円	
	第14階層	所得割課税額が283,700円以上311,100円未満の世帯	18,800円	
第15階層	所得割課税額が311,100円以上338,500円未満の世帯	19,100円		
第16階層	所得割課税額が338,500円以上366,000円未満の世帯	19,400円		
第17階層	所得割課税額が366,000円以上398,800円未満の世帯	19,800円		
第18階層	所得割課税額が398,800円以上435,400円未満の世帯	20,200円		
			19,400円	
			19,800円	

第19階層	所得割課税額が435,400円以上481,300円未満の世帯	20,700円	20,300円
第20階層	所得割課税額が481,300円以上540,800円未満の世帯	21,200円	20,800円
第21階層	所得割課税額が540,800円以上616,100円未満の世帯	21,800円	21,400円
第22階層	所得割課税額が616,100円以上715,000円未満の世帯	22,600円	22,200円
第23階層	所得割課税額が715,000円以上850,900円未満の世帯	23,500円	23,100円
第24階層	所得割課税額が850,900円以上の世帯	24,500円	24,000円

備考

- 1 この表における用語の意義は、(1)の備考1に定めるところによる。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額は前年度分の市町村民税により、9月から翌年3月までの月分の保育料の額は当該年度分の市町村民税により決定するものとする。
- 3 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D階層の第24階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

(3) 一時保育

1時間当たり500円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立子供園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、平成27年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月から平成28年3月までの月分の保育料に係る新条例別表第2の適用については、同表(1)中「12,400円」とあるのは「9,400円」と、「17,800円」とあるのは「11,200円」と、「19,000円」とあるのは「11,600円」と読み替えるものとする。
- 4 平成28年4月から平成29年3月までの月分の保育料に係る新条例別表第2の適用については、同表(1)中「12,400円」とあるのは「10,900円」と、「17,800円」とあるのは「14,500円」と、「19,000円」とあるのは「15,300円」と読み替えるものとする。
- 5 この条例の施行の際、施行日前から引き続き杉並区立子供園（以下「子供園」という。）を利用する幼児（当該幼児の属する世帯に属し、施行日から子供園を利用する幼児（以下「特例幼児」という。）を含む。）で、新条例第5条第1項の規定による附則第3項の規定により読み替えて適用される新条例別表第2(1)に規定する短時間保育の保育料（平成27年4月の月分の保育料に限

る。)の額が8,000円を超えるものに係る同月から同年8月までの月分の短時間保育の保育料の額は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、8,000円とする。

6 この条例の施行の際、施行日前から引き続き子供園を利用する幼児(特例幼児を含む。)で、新条例第5条第1項の規定による別表第2(2)に規定する長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下のものに限る。)の保育料(平成27年4月の月分の保育料に限る。)の額が18,500円を超えるものに係る同月から同年8月までの月分の長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下の長時間保育に限る。)の保育料の額は、同項の規定にかかわらず、18,500円とする。

7 この条例の施行の際、施行日前から引き続き子供園を利用する幼児(特例幼児を含む。)で、新条例第5条第1項の規定による別表第2(2)に規定する長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下のものを除く。)の保育料(平成27年4月の月分のものに限る。)の額が、この条例による改正前の杉並区立子供園条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定による旧条例別表第2に規定する長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下のものを除く。)の保育料(同年3月の月分のものに限る。)の額(特例幼児にあつては、当該特例幼児の属する世帯に属し、施行日前から引き続き子供園を利用する幼児の同月の月分の長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下のものを除く。)の保育料の額。以下この項において「旧保育料の額」という。)を超えるものに係る同年4月から8月までの月分の長時間保育(1日当たりの保育の時間が8時間以下のものを除く。)の保育料の額は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、旧保育料の額とする。

(提案理由)

保育料を改定する等の必要がある。